

かづの土地改良区旅費規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本土地改良区の役職員が、職務のため旅行するときは、この規程の定めるところにより、別表に掲げる旅費を支給する。

2 役職員以外の者が、本土地改良区の依頼又は要求に応じ、職務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。

3 前項の旅費の支給について事務局長は、その都度理事長と協議し、役職員との均衡を考慮して、支給額を定めるものとする。

(役職員の定義)

第2条 前条の役職員とは、理事、監事並びに規約第29条及び第30条に定める職員をいう。

(旅費の種類)

第3条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、バス賃、車賃、日当及び宿泊料とし、順路によりこれを支給する。ただし、職務の都合又は天災その他やむを得ない事由により、順路により難い場合においては、最初の目的地に到着した日をもって、その路程を区分し計算する。

2 役職員が、旅行の出発前に旅行命令を変更（取消を含む）され、又は死亡した場合において、当該旅行のために既に支出した金額があるときは、当該金額のうち規定で定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行中に年度経過職務の変更のあった場合)

第4条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過により、旅費を区分して計算する必要がある場合においては、最初の目的地に到着した日をもってその年度にその路程を計算して支給する。

(旅費の定額を異にする場合)

第5条 1日のうち旅費の定額を異にする場合においては、額の多い方の定額による旅費額を支給する。又職員が役員に同行し宿泊した場合において支給すべき旅費は、その多い方の旅費を支給する。

(特別の旅行及び常時の出張)

第6条 視察又は講習等のため旅行するときは、理事長は、この規定により計算した旅費額を増額又は減額して支給することができる。

2 前項の視察又は講習等のため、遠距離旅行をするときは、理事長は、必要な負担金の金額を支給することができる。

3 常時現場を巡回し、又は常時出張する必要がある職員については、特にその旅費額を定め月額、又は日額をもってこれを支給することができる。

4 特命出張により要した車賃の実費は、これを支給する。

第2章 鉄道賃、船賃及び車賃

(鉄道、航空、陸路旅行)

第7条 鉄道旅行には鉄道賃を、水路旅行には船賃を、航空旅行には航空賃を、陸路旅行には車賃を支給する。ただし、陸路旅行とは、陸上の旅行であって鉄道によらないものをいう。

(車 賃)

第8条 車賃は、その通過する路程を合算してこれを支給する。ただし、1km未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

2 土地改良区有の車を使用する陸路旅行の場合の車賃は支給しない。

(航空賃)

第9条 航空賃は、特に緊急やむを得ない用務のため航空機により旅行する場合に限り支給し、旅客運賃により計算する。

(旅費の計算)

第10条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

2 職務上必要又は天災その他止むを得ない事情により、第1項により難い場合は、その現によった経路及び方法によって計算する。

3 前項のため、運賃の等級を設けない線路による旅行（鉄道）の場合には、その運賃の実費を支給する。

(土地改良区有の船車使用のとき)

第11条 土地改良区有の船車などにより旅行する場合においては、鉄道賃、船賃又は車賃は支給しない。

第3章 日当及び宿泊料

(日当、宿泊料の計算)

第12条 日当は、旅行の往復日数及び目的地における滞在日数に応じて、宿泊料は、宿泊回数に応じて支給する。水路旅行、航空旅行には天災その他やむを得ない事由により、上陸若しくは着陸又は宿泊した場合のほか、宿泊料を支給しない。

(旅費の支給)

第13条 旅行を命ぜられて出張した場合には、旅費を支給する。

2 旅費の支給を受けようとする職員は、所定の請求書に必要な書類を添えて提出しなければならない。

3 概算払に係る旅費の支給を受けた職員は、当該旅行を完了した後5日以内に旅費の精算をしなければならない。

第4章 その他の事項

第14条 旅行中傷疾病にかかり滞在した期間は旅行日数に算入することができる。ただし、この場合は、医師の証明書を提出しなければならない。

(国、県その他の公共団体から旅費の支給を受けるとき)

第15条 国、県その他の公共団体から旅費の支給を受けるときは、この規程による旅費はこれを支給しない。ただし、その旅費額がこの規程による旅費額より少ないとときは、その差額を支給することができる。

第16条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1. この規程は平成15年 6月26日より施行する。
2. この規程は令和2年 1月29日より施行する。
3. この規程は令和6年 9月20日の理事会で議決し、
令和7年 4月 1日から施行する。

(別 表)

日 当	区 分		役 員	職 員	
	県 内	市内出張	5,000 円	—	
		市外出張	5,000 円	2,200 円	
県外		県外出張	5,000 円	2,200 円	
宿泊料		県 内	12,000 円	11,000 円	
		県 外	16,000 円	13,000 円	
鉄道賃・船賃・航空賃・バス賃			実 費	実 費	
車賃 (1Km 当たり)			37 円	37 円	

(別表付記)

1. 職員の県内市内出張の目的地が、秋田県鹿角地域振興局管内であるときは、日当は支給しない。
2. 県内出張の鉄道運賃については、片道35km以上については急行料金を支給する。
3. 特別急行列車を運行する路線による出張で片道100km以上のものは特別急行料金と座席指定料金を支給する。